

谷山第二地区 第13号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
 谷山都市計画事務所
 〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
 鹿児島市役所 谷山支所 3階
 TEL 099-269-2111
 内線 谷山第二地区係 314~316
 工事補償係 317~319

平成14年度工事箇所写真



平成十四年度の執行状況

平成十二年度から始まりました谷山第二地区の仮換地交渉、補償交渉を平成十四年度も皆さんのご理解とご協力を得ながら進めてまいりました。

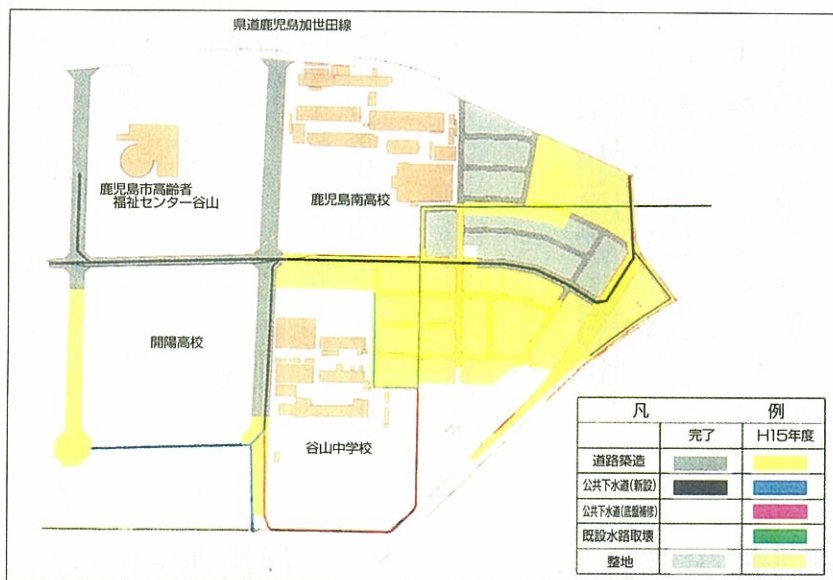
そして、県立鹿児島南高校西側の区画道路、開陽高校東側の向川原森山線、西側の本城試験場線、田辺川改良工事等を十五年三月末日までの工期で実施いたしました。

工事期間は、「通行止め」や「迂回路」等の交通規制で皆様方にはご迷惑をおかけしましたが、無事に終了できました。

ご協力いただきありがとうございました。

平成十五年度の予算について

工事予定箇所図



平成十五年度の谷山第二地区土地区画整理事業は、18億9千5百8拾2万4千円の事業費で次のとおり実施する予定です。

○ 建物移転

72棟

○ 幹線道路築造

向川原森山線・辻之堂本城線・本城試験場線

533m

○ 区画道路築造

1020m

○ 建物等調査

25棟

また木之下川河川改修事業につきましては、1千7百8拾6万4千円の事業費で地質調査等を実施する予定です。

また公共下水道事業は、9千8百万円の事業費で次のとおり実施する予定です。

○ 公共下水道工事

179m

今年度もみなさんに谷山第二地区土地区画整理事業へのご理解とご協力をお願いし、仮換地の指定・建物移転・道路工事・建物調査・公共下水道の工事等を進めてまいります。

証明願について

仮換地証明願い及び仮換地位置証明願いを、所有者以外の方が申請される場合は、所有者からの『委任状』が必要です。

『委任状』の用紙を、谷山都市計画事務所の谷山第二地区係で準備しておりますので、お問い合わせ下さい。

共有名義の私道について

谷山第二地区土地区画整理事業区域内で、共有名義の私道を所有されている方につきましては、持分に依りて私道部分も本宅部分に隣接させて仮換地指定を行っていくこととなりますが名義は共有名義のまま残ります。

共有名義を単有名義にするためには、現在地があるうちに分筆して単有名義に変える方法と換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して単有名義にする方法があります。

建物解体について

田辺地区から始まりました谷山第二地区の土地区画整理事業は、平成一四年度には一四〇棟の建物の移転を完了し、今までの累計で二六四棟の建物移転を完了いたしました。

建物解体に伴い発生する廃棄物の処理については、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」がさらに強化され、平成一四年度五月三〇日から『分別解体等及び再資源化等』が義務づけられました。

○ 建物解体の場合、床面積80㎡以上の工事について

解体業者の選定は、建設業許可業者か解体工事業登録業者のいずれかでないと解体工事は出来ません。(床面積80㎡以下についてもできるだけいすれかの業者を選定して下さいますようお願いいたします。)

解体業務内容について、解体工事に着手する前に谷山都市計画事務所『工事補償係』と打ち合わせて下さい。

- ・建設業許可・解体工事業登録
- ・技術管理者
- ・工期

・分別解体等の計画策定について

・工事着手前に講じる措置について

・マニフェスト伝票、解体写真について

○ 盛土材(シラス等)については、県承認の「土取り許可」を受けた材料を使用して下さい。

お願い



次の場合は届け出て下さい

- 登記名義人が変わったとき。
(登記簿謄本の写しを添付して下さい。)
- 住所を変更したとき。
- 代理人を定められたとき。

○ 借地権の申告をするとき。

(他人名義の土地に建物などを所有する人。)

このような場合は、ただちに谷山都市計画事務所の『谷山第二地区係』に各申請書を届け出て下さい。

○ 施行区域内での建築物の新築や増・改築、土地の区画形質の変更、または、移動が容易でない物件の設置・たい積を行うときは、事前に許可を受けなければなりません。

調査・測量について

調査測量のため、市が委託した調査員がみなさんの土地への立ち入りをお願いすることがあります。

このような場合、調査員は谷山都市計画事務所が発行する身分証明書を持参しておりますので、お確かめの上、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら谷山都市計画事務所『工事補償係』にお問い合わせ下さい。

小宅地対策用地・換地操作用地の契約について

小宅地対策用地・換地操作用地の契約につきましては、該当する方から仮換地指定後に普通財産譲渡申請書を提出して頂きます。

その後、移転交渉や仮換地先の状況を見て市から契約のための書類を送付します。

送付された書類の中に同封してある説明をご覧いただき、期限内に手続きを行って下さい。

● 送付書類

- ・売却決定通知書
- ・売買契約書
- ・売却代金分納承認申請書
- ・説明文

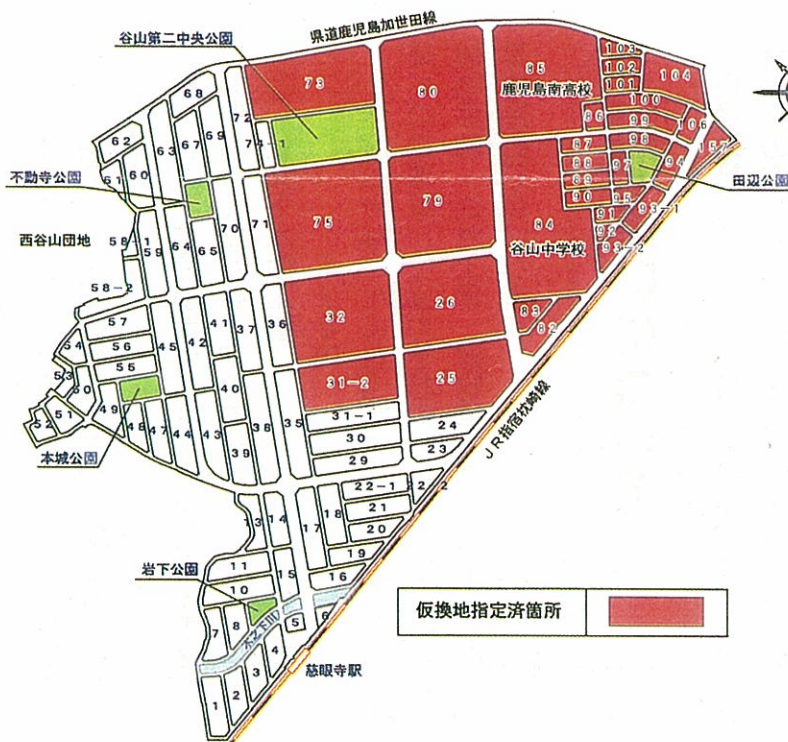
● 契約の際に必要なもの

- ・送付された書類
- ・実印
- ・印鑑登録証明書
- ・収入印紙

ご不明な点がございましたら谷山都市計画事務所『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。



仮換地指定状況図



○ 仮換地指定したブロック

- 25、26、31-2、32、73、75、79 (以上県有地)
- 85 (南高校)
- 84の一部 (谷山中学校)
- 80、82、83、84の一部、86、87、88、89、90、91、92、93-1、93-2、94、95、97、98、99、100、101、102、103、104、106、107 (以上一般住宅)

○ 仮換地指定率 = 56.4%
(平成15年4月末現在)

谷山第二地区仮換地指定状況

平成十五年度上期の仮換地交渉予定

- ・岩下地区(二二一ブロック周辺)
- ・試験場地区(二三ブロック周辺)
- ・不動産地区(六八ブロック周辺)を予定しています。